

[多摩スポーツセンタースクール規約]

《名称》

第1条 本スクールは、一般財団法人社会スポーツセンター・多摩スポーツセンターといます。

《所在地》

第2条 本スクールは、東京都多摩市東寺方647に置きます。

《目的》

第3条 本スクールは、運動に対する正しい理解と関心を深め、健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

《入会資格》

第4条 本スクールに入会出来る方は、各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
(以下「メンバー」といいます) 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

《入会手続》

第5条 (1)本スクールに入会する方は所定の入会手続を行い、本スクールの承認を得た上、定める会費、入会諸費用をお支払いいただきます。
また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
(2)入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第17条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

《入会金》

第6条 本スクールに入会する時は本スクールの定める入会金を、所定の方法で納入しなければなりません。なお当該入会金は入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

《年会費》

第7条 本スクールに入会し1年を超えて継続を希望する時は、本スクールの定める年会費を、所定の方法で納入しなければなりません。

《会費等の支払》

第8条 (1) 会員は、本スクールの定める会費等を所定の方法で納入しなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は本スクールが定めるものとします。
(月会費は、メンバーが本スクールの会員資格を有する限り、現実に本スクールを利用しない場合も支払義務が発生します)
(2) 入会金、月会費は、一般財団法人社会スポーツセンター・多摩スポーツセンターの趣旨に基づき、営利のためではなく、多摩スポーツセンターの運営、施設の維持のため徴収します。

《会費の不返還》

第9条 一旦納入した会費は、理由の如何にかかわらず返金しません。

《コース変更》

第10条 コース変更は、所定用紙記入の手続きをとり、前月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに届け出なければなりません。電話等口頭での受付は一切行いません。

《休会》

第11条 (1) 休会は、所定用紙記入の手続きをとり、前月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに届け出なければなりません。
(2) 休会期間は1ヶ月から最長6ヶ月までとします。
(3) 休会期間中は、本スクールの定める休会費を納入しなければなりません。
(4) 休会期間中に年会費がかかる場合は納入しなければなりません。
(5) 休会期間が終了した翌月から自動復帰となります。
(6) 電話等口頭での受付は一切行いません。

《退会》

第12条 (1) 退会をする時は、所定用紙記入の手続きをとり、当月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに届け出なければなりません。
(2) 月会費、年会費の未納金がある場合には、これを完納しなければなりません。
(3) 本スクールが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
(4) 電話等口頭での受付は一切行いません。

《資格停止及び除名》

第13条 本スクールは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- (1) 本スクールの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます)
- (2) 本スクールの施設を故意に毀損したとき。
- (3) 本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
- (4) 本スクールの名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱したとき。
- (5) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- (6) メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (7) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- (8) 本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。
- (9) その他本スクールが、社会通念に照らし、本スクールメンバーとしてふさわしくないと認められたとき。

《指導内容》

- 第14条 (1) 本スクールは、各コースに応じた指導内容を定め、多摩スポーツセンターのカリキュラムに基づいて指導します。
- (2) メンバーは個人の能力と希望に応じてクラス・コースが定められ、それぞれの曜日、時間に指導を受けるものとします。
- (3) 指導内容に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。
- (4) メンバーは、本スクール指定のバッグ・帽子・水着・体操着を着用しなければなりません。

《休業》

- 第15条 本スクールは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スクールの都合により休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。但し、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部又は全部の施設を休業することが出来るものとします。

《スクールの廃止、利用制限等》

- 第16条 (1) 本スクールは、次の事由によりスクールを廃止または閉鎖または臨時休業することができます。
- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき。
 - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
 - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- (2) 本スクールは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、予め館内掲示することにより開催することができます。尚、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償は致しません。
- (3) 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

《会員の利用と事故》

- 第17条 (1) メンバーは自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して施設を利用するものとします。
- (2) 本スクールは、メンバーが施設内（駐車場を含む）で生じた盗難、怪我その他の事故について、本スクールの責めに帰すべき事由が無い限り責任は負いません。メンバー同士の本スクール内外でのトラブルについても同様とします。
- (3) メンバーの、本スクールにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スクールの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

《変更事項》

- 第18条 メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

《諸費用の改定》

- 第19条 本スクールは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合本クラブは改定日の1ヵ月以上前までに施設内への掲示及び本スクールホームページにて告知するものとします。

《細則》

- 第20条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

《改定》

- 第21条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

《施行》

- 第22条 本規約は2020年2月1日より施行します。